平成21年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

平成21年5月26日瑞穂町教育委員会第5回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

- 1 出席委員は、次のとおりである。
 - 1番 吉岡 康 君 ・ 2番 吉野 ゆかり 君 ・ 3番 戸田 祐佳 君 ・ 4番 大澤 利夫 君 5番 岩本 隆 君
- 1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

- 1 教育長及び委員会に出席した職員は、次のとおりである。
 - 教育長 岩本隆 君・教育部長 村山 正利 君・教育総務課長 村野 香月 君・学校指導課長 谷合 しのぶ 君 社会教育課長 横沢 真 君・社会教育課主幹 吉岡 和彦 君・図書館長 桶田 潔 君・指導主事 冨田 聖和 君 庶務係長(事務局) 大沢 達哉 君
- 1 本日の傍聴者 0名
- 1 本日の議事日程は、次のとおりである。
 - 日程第1 会議録署名委員の指名
 - 日程第2 委員長・教育長 業務報告
 - 日程第3 議案第24号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱
 - 日程第4 議案第25号 瑞穂町教育委員会広報発行規程

開会 午後2時00分

大澤委員長 ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成21年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

大澤委員長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、2番吉野委員を指名いたします。

大澤委員長 日程第2 業務報告を行います。初めに教育長より報告願います。

岩本教育長 業務報告につきましては、別紙記載のとおりです。

大澤委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

大澤委員長教育長、委員長の報告において、質問等ございましたら、お願いします。

各委員 (質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

大澤委員長 日程第3 議案第24号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要 綱を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第24号 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱について、 提案理由のご説明を申し上げます。

> 瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するため、本案を提出する ものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますよう お願いし、提案理由の説明といたします。

教育総務課長 第1条は、趣旨についてですが、この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、瑞穂町教育委員会が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施するために必要な事項を定めるものであります。第2条では、用語の定義について定めるものであります。第3条では、点検・評価の対象を、前年度に委員会が決定した事務事業とし、第4条では、点検・評価の実施について定め、第5条では、点検・評価を行うに当たって、学識経験を有するものから意見を聴取し、知見の活用を図るとするものです。第6条では議会への報告書の提出及び公表について、第7条では点検・評価結果の活用について、第8条では、点検・評価に関する庶務について、それぞれ定めるものであります。附則といたしまして、この訓令は、平成21年6月1日から施行するものです。以上、簡単ではありますが、説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か、ご質問はございませんでしょうか。 吉岡委員 趣旨の中に、昭和31年にこの法律ができたと書いてありますが、ずいぶんと年数が経っていますが、これは 何かあるでしょうか。

教育総務課長 質問にあった昭和31年とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が公布された年です。この改正点として、ここでの教育3法が改正により、第27条で、点検・評価を行うという条文が追加されたというものです。 大澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

戸田委員 3点伺いたいことがあります。1点目として、第1条に、瑞穂町教育委員会が自らの権限に属する事務の管理 及び執行の状況について点検及び評価を実施するとありますが、具体的にどのようなものかということ。2点目 として、第2条第1項に個々の委員会とありますが、これは何を指すのかということ。3点目として、第5条に 学識経験を有する者からの意見を聴取するとありますが、今の時点で学識経験者とはどのような方から意見を聴 取することになっているのか、この3点について、教えていただきたいと思います。

教育総務課長 1点目に,自らの権限に属する事務というのは,教育委員会の所管している事務すべてということになります。

管理及び執行の状況は、この取り組み状況等について点検を行いまして、課題を出し、それをどう改善していくかというのが点検及び評価ということになります。個々というのは、教育委員会の3課1館のそれぞれの事務になります。3点目の学識経験を有するものですが、現在では決まっておりませんが、大学の教授や民間企業の管理職、教育関係者等を考えております。

大澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

各委員(質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第24号に対する討論を行います。討論は ございませんでしょうか。

各委員 (討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第24号を原案通り決定すること にご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第24号は原案通り承認されました。

大澤委員長 日程第4 議案第25号 瑞穂町教育委員会広報発行規程を議題とします。教育長より説明願います。

岩本教育長 議案第25号 瑞穂町教育委員会広報発行規程について、提案理由のご説明を申し上げます。

瑞穂町教育委員会広報を発行するため、本案を提出するものであります。詳細につきましては、担当者に説明させますので、慎重ご審議の上、ご決定いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

教育総務課長 第1条では、瑞穂町教育委員会広報を発行する目的について、第2条では、広報の掲載事項について、第3条では、広報の編集及び発行について、第4条では、広報連絡員について、第5条では、広報掲載事項の送付について、第6条では、広報掲載事項の修正等について、第7条では、連絡会議の設置について、第8条では、連絡

会議の構成について、第9条では、連絡会議の開催等について、第10条では、広報発行に関する庶務について、 それぞれ定めるものであります。 附則といたしまして、この訓令は、平成21年6月1日から施行するものであります。 以上、簡単ではありますが説明といたします。

大澤委員長 以上で説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何か、ご質問はございませんでしょうか。

吉野委員 第1条に住民の意思を反映させるとありますが、第2条からの内容を見ると、教育委員会からの情報発信ばかりのように思うのですが、住民の意思を反映させるとは、どのような形を取るのでしょうか。

教育総務課長 委員の仰るような規程にはなっておりますが、教育委員会からの発信に基づき、住民からのご意見等を受けて 事務等を改善することが、住民の意思を反映させるというように考えております。

大澤委員長 ほかにございませんでしょうか。

吉岡委員 町の広報において、教育委員会からのお知らせがあり、その他にもここで会議録を公開するようになり、さら に、教育委員会だよりを発行するということで、発行自体に異論がないのですが、住民の意思の反映という部分で、広報や会議録に関して、問い合わせや意見などはあったのでしょうか。

教育総務課長 今年度から年3回発行する予定で、A4サイズで8ページくらいのものを予定しております。広報みずほでは、教育委員会からのお知らせとして、内容の多くがイベントの募集や補助金等のご案内等で、全体で24ページ。 最大でも28ページということで、昨年学力調査の報告をする際、原稿が削減されるなど制限がありました。今後も広報みずほでは、イベントや募集や補助金等のご案内等を中心に掲載を考えております。教育委員会の広報紙では、ボリュームのあるものや3課1館のシリーズものなどを予定しております。そして、この広報紙は全戸に配布ではなく、今年度においては町立小・中学校の児童生徒を通じて家庭への配布、関係者の方、公共施設等に配置をしてもらうことで考えております。

広報や会議録の公開で、住民からの問い合わせがあるかという点については、イベント等の申し込みや補助金

等の手続きでは問い合わせはあります。それ以上の内容として、例えば教育委員会定例会の会議録について、公開してから問い合わせはありません。

大澤委員長 ほかにございますでしょうか。

戸田委員 広報のもう少し詳しい内容について、見通しはあるのでしょうか。また、連絡員がどのような形で動くのか、 伺いたいと思います。そして広報の発行は、いつ頃を予定されているのでしょうか。

私の希望としては、一小を訪問した際に保護者向けとして、家庭学習で1年生ではこういった内容、2年生ではこういった内容が大切ですといった、詳しく記載された冊子が配られていたと思いますので、そのような保護者の意識を高められるようなものを、シリーズとして作っていただけると嬉しく思います。

教育総務課長 発行までの流れの中に、発行規程をお認めいただくことがあります。そして、この時期に来てしまっておりま すので、発行規程と並行して、掲載記事の取りまとめを同時進行させております。

第1号の内容としては、教育委員長のご挨拶や教育委員のみなさんの紹介や学校の紹介、平成21年度の各課の事業概要、新学習指導要領に関する内容、工事の関係などを8ページに盛り込みたいと考えています。第2号については、学力調査の分析等を掲載する予定です。それ以降については、ご意見を十分反映させていかなければならないと思っております。

発行の時期は、6月下旬までには発行したいと考えております。連絡員につきましては、この要綱は広報みずほの発行規程に準じて作っており、ここでいう連絡員は教育委員会の3課1館から選任します。課の全体の内容は管理職が把握し、こういう原稿を出しなさいという指示の下に原稿を持ち寄り、編集等について調整するという形になると思います。

大澤委員長 ほかにいかがでしょうか。

各委員(質疑なし)

大澤委員長 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これより、議案第25号に対する討論を行います。討論は ございませんでしょうか。

各委員(討論なし)

大澤委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。お諮りいたします。議案第25号を原案通り決定すること にご異議ございませんでしょうか。

各委員 異議なし。

大澤委員長 異議なしと認め、議案第25号は原案通り承認されました。

大澤委員長 以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて、平成21年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午後2時25分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員